

## 国及び独立行政法人等における環境配慮契約法の取組状況等

国及び独立行政法人等については、各機関が環境配慮契約法第8条に基づき環境配慮契約の締結実績の概要をとりまとめ・公表の上、環境大臣に報告している<sup>1</sup>。平成20年度以降の基本方針に定められた5つの契約類型別の締結実績の推移及び取組状況等は、以下のとおりである。

### 1. 電気の供給を受ける契約

国及び独立行政法人等における電気の供給を受ける契約の契約締結実績の推移、取組状況及びその評価等については、以下のとおり。

#### (1) 契約締結実績及び取組の推移

##### ① 契約件数

国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約の締結件数及び環境配慮契約の締結件数の推移は、表1のとおりである。総契約件数（環境配慮契約が不可能な場合<sup>2</sup>を含む）に占める環境配慮契約の締結件数の割合は、平成20年度の45.4%から平成24年度の25.3%へと年々減少している（ただし、平成20年度については、脚注1に記載した理由により、実績が把握できない場合があるため参考値である）。

##### ② 契約電力量

総使用電力量については、平成22年度の実績調査から把握している（表2及び図1）。

平成22年度においては、総使用電力量10,652百万kWhのうち、環境配慮契約が不可能であった場合が4,468百万kWh（総使用電力量に占める割合41.9%）であり、入札が可能であった6,184百万kWhのうち5,182百万kWh（入札が可能であった電

<sup>1</sup> 締結実績は法施行時期等の関係で平成20年度以降順次概要がとりまとめられている。ただし、環境配慮契約法は、平成19年11月22日施行のため、平成19年度の締結実績については一部省庁等で試験的に把握したのみである。また、例えば平成20年度の電気の供給を受ける契約については19年度中に契約を締結する施設も多くあり、実績として把握できない場合がある。

<sup>2</sup> 次のいずれかに該当する場合に環境配慮契約が不可能であったとしている。

- ①50kW未満の契約
- ②賃貸ビル等に入居しており、電力会社と直接契約していない
- ③電力供給会社が3者に満たない
- ④長期契約期間中（2年目以降）である
- ⑤裾切りの入札告示に参加者がいない
- ⑥不落随意契約

力量に占める割合 83.8%) で環境配慮契約が実施された。

平成 23 年度においては、総使用電力量 9,833 百万 kWh のうち、環境配慮契約が不可能であった場合が 4,742 百万 kWh (総使用電力量に占める割合 48.2%) であり、入札が可能であった 5,091 百万 kWh のうち 3,989 百万 kWh (入札が可能であった電力量に占める割合 78.4%) で環境配慮契約が実施された。

平成 24 年度においては、総使用電力量 9,881 百万 kWh のうち、環境配慮契約が不可能であった場合が 5,582 百万 kWh (総使用電力量に占める割合 56.5%) であり、入札が可能であった 4,300 百万 kWh のうち 3,262 百万 kWh (入札が可能であった電力量に占める割合 75.9%) で環境配慮契約が実施された。

表1 電気の供給を受ける契約の締結実績 (契約件数)

区 分	内 訳	平成20	21	22	23	24年度
国の機関	総契約件数	2,539	4,506	5,059	4,539	4,165
	うち環境配慮契約件数	1,391	1,798	1,865	1,657	1,154
	環境配慮契約割合	54.8%	39.9%	36.9%	36.5%	27.7%
独立行政法人等	総契約件数	864	986	1,501	1,646	1,395
	うち環境配慮契約件数	153	293	368	350	254
	環境配慮契約割合	17.7%	29.7%	24.5%	21.3%	18.2%
合計	総契約件数	3,403	5,492	6,560	6,185	5,560
	うち環境配慮契約件数	1,544	2,091	2,233	2,007	1,408
	環境配慮契約割合	45.4%	38.1%	34.0%	32.4%	25.3%

表2 電気の供給を受ける契約の締結実績 (契約電力量)

区 分	内 訳	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国の機関	総使用電力量合計	3,230	2,877	2,618
	うち入札の実施が不可能	721	857	1,386
	総使用電力量に占める割合	22.3%	29.8%	52.9%
	うち入札可能であったが未実施	232	181	144
	総使用電力量に占める割合	7.2%	6.3%	5.5%
独立行政法人等	総使用電力量合計	7,422	6,956	7,263
	うち入札の実施が不可能	3,747	3,885	4,195
	総使用電力量に占める割合	50.5%	55.9%	57.8%
	うち入札可能であったが未実施	770	921	893
	総使用電力量に占める割合	10.4%	13.2%	12.3%
合計	総使用電力量合計	10,652	9,833	9,881
	うち入札の実施が不可能	4,468	4,742	5,582
	総使用電力量に占める割合	41.9%	48.2%	56.5%
	うち入札可能であったが未実施	1,002	1,101	1,037
	総使用電力量に占める割合	9.4%	11.2%	10.5%

(電力量の単位：百万kWh)

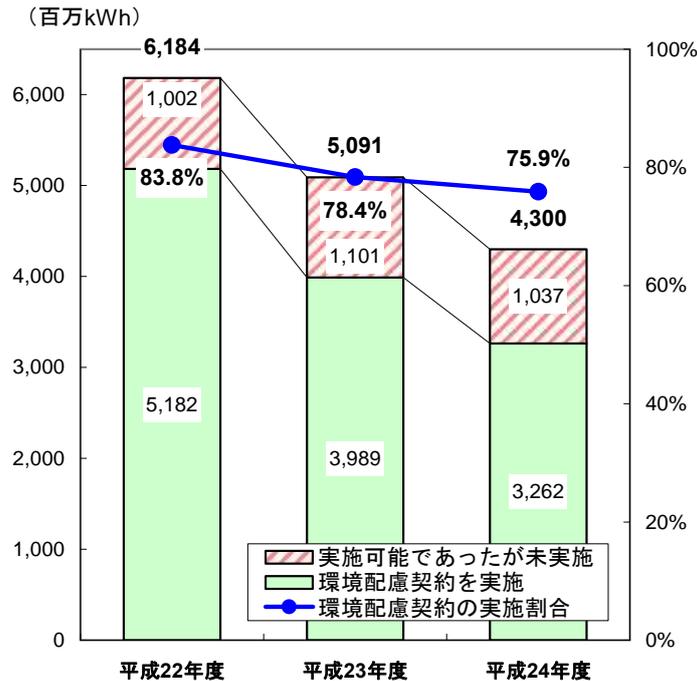


図1 環境配慮契約の実施割合（契約電力量）

環境配慮契約による入札が可能であった電力量に占める環境配慮契約の実施割合は、平成22年度83.8%、23年度78.4%、24年度75.9%とやや低下しているものの、国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約における環境配慮契約は概ね順調に取り組まれている状況にあると考えられる。

### ③ 環境配慮契約の未実施の理由

国及び独立行政法人等における総使用電力量は、平成22年度以降、概ね年間100億kWh程度で推移しており、そのうち、環境配慮契約は可能であるが実施していない割合は約1割程度である。

各機関に対しては、環境配慮契約を実施しなかった場合、その理由を個別に自由記入方式で質問しており、回答結果（理由判明分）を、以下の6つに分類し、その理由別の契約電力量を図2に示した。

1. 体制面の理由
  - ⇒ 入札の実施が遅れた、入札を検討中、内部体制が整っていない 等
2. 特別な契約等による安価な調達が可能
3. 安定供給に疑問がある
4. 事業者が少ない
  - ⇒ 小規模又は地理上の理由等で入札参加事業者が少ないと判断、応札事業者がいない 等
5. 施設等の理由
  - ⇒ 移転・新築・大規模な増改築（予定を含む）、また前記の理由により

予定使用電力量の設定が困難であった場合 等

## 6. その他

⇒ 地方公共団体との共同運営 等

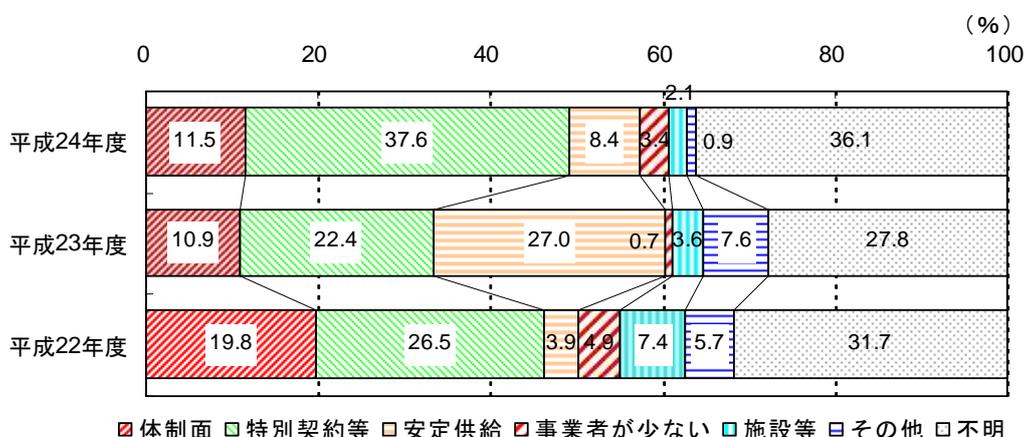


図2 環境配慮契約の未実施理由別の電力量（理由判明分）

組織内の体制が整わないという単なる「体制面の理由」は、平成22年度に2割程度あったが23年度、24年度は約半分に減少している。また、平成23年度において「安定供給に疑問がある」が大きく増加しているが、東日本大震災に伴う電力供給事情が影響しているものと考えられるものの、平成24年度には、一転して大きく減少しており、今後の電力供給状況を注視していく必要があると考えられる。さらに、各年度ともに「特別な契約等により安価な調達が可能」が多くを占めており、コスト面も大きな要因となっている。

## （2）評価と課題

電気の供給を受ける契約においては、全般的には環境配慮契約が実施されているものと評価できる。

ただし、昨年度実施した使用電力量の多い施設を有する代表的な国の機関、独立行政法人、国立大学法人等であって、環境配慮契約の実施割合が相対的に低い機関に対するヒアリング調査及びアンケート調査によると、環境配慮契約が実施できない理由として、負荷率<sup>3</sup>の高い施設においては新電力の入札不参加、大規模な施設においては安定供給可能な事業者が限られる、新築や増改築後の施設において電力使用量の見通しが不透明であるといった課題があげられた。しかし、これらの環境配慮契約の実施状況が総体的に低い機関においても、安定供給やコスト面の課題が解決されれば、環境配慮契約を実施する可能性があるという回答していることから、今後の状況次第では環境配慮契約の進展が見込めるものと考えられる。

<sup>3</sup> 負荷率＝実際の使用電力量／契約電力を24時間365日使い続けた際の電力量×100

出典：経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課「電力小売市場の自由化について」（平成24年3月）

東日本大震災に伴う電力の需給逼迫を背景とした入札参加事業者の減少（供給不足等を含む）、電力の安定供給への懸念等が環境配慮契約の実施に当たっての障害として一時的に顕在化していることも否めないが、図2に示したとおり「安定供給に疑問がある」とする回答は、平成23年度（27.0%）から24年度（8.4%）にかけて大幅に減少<sup>4</sup>していることから、大規模又は特殊な施設等を除けば、環境配慮契約の実施に当たっての大きな課題とはならないものと考えられる。また、コスト面の課題については、電気料金の値上げにより、事業者間の競争が一層進むことが見込まれることから、結果として電気料金の引き下げにつながることを期待される。

このため、現段階において環境配慮契約を実施している機関は、引き続き取組を進めるとともに、安定供給に疑問があるとする機関においては、当該地域における供給状況を確認の上、環境配慮契約の取組を最大限進めることが必要である。

なお、電力システム改革により、今後の電力供給は大きな変革が進むものと想定されることから、環境配慮契約の一層の普及促進が期待される。

## 2. 自動車の購入等に係る契約

国及び独立行政法人等における自動車の購入等に係る契約の契約締結実績の推移、取組状況及びその評価等については、以下のとおり。

### （1）契約締結実績及び取組の推移

#### ① 自動車の購入

国及び独立行政法人等の自動車の購入台数及び環境配慮契約（総合評価落札方式）による購入台数の推移は、表3及び図3のとおりである。

表3 自動車の購入に係る契約の締結実績

区分	内 訳	平成20	21	22	23	24年度
国の機関	自動車の購入台数	4,240台	4,159台	1,425台	1,091台	1,043台
	うち総合評価落札方式によるもの	1,126台	3,676台	1,340台	957台	860台
	総合評価落札方式の割合	26.6%	88.4%	94.0%	87.7%	82.5%
独立行政法人等	自動車の購入台数	254台	258台	405台	757台	502台
	うち総合評価落札方式によるもの	90台	109台	290台	601台	352台
	総合評価落札方式の割合	35.4%	42.2%	71.6%	79.4%	70.1%
合計	自動車の購入台数	4,494台	4,417台	1,830台	1,848台	1,545台
	うち総合評価落札方式によるもの	1,216台	3,785台	1,630台	1,558台	1,212台
	総合評価落札方式の割合	27.1%	85.7%	89.1%	84.3%	78.4%

注：国家公安委員会（警察庁）が調達した警察活動用車両を除く

<sup>4</sup> 地方公共団体普及促進専門委員会において実施した地方公共団体に対するヒアリング調査においても、電気の供給を受ける契約に取り組んでいる団体からは「安定供給」は環境配慮契約を実施する上での課題とはならないとの意見が得られている

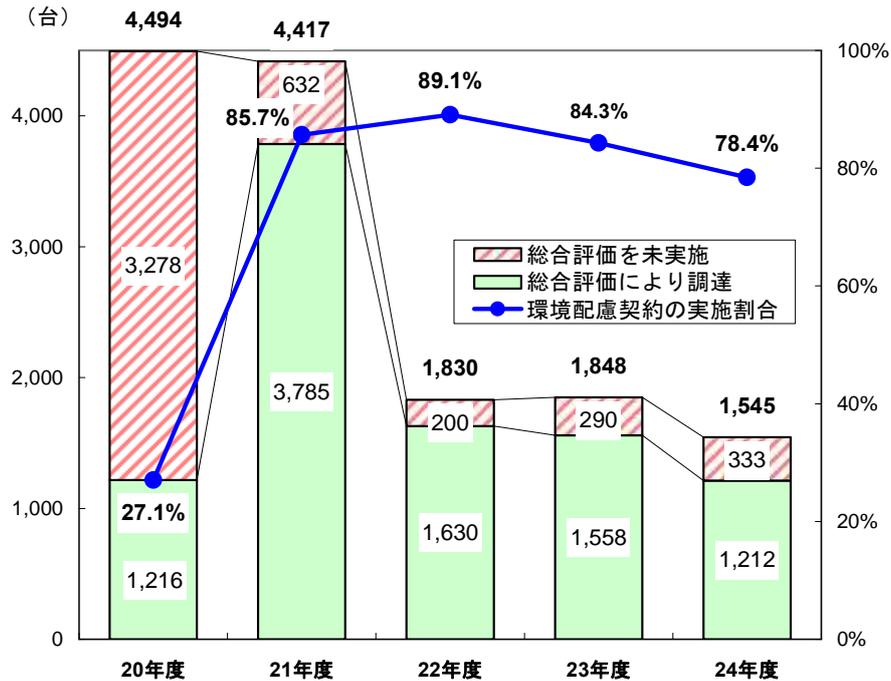


図3 環境配慮契約の実施状況（自動車の購入）

総購入台数に占める環境配慮契約の実施の割合は、平成20年度は27.1%と低い状況<sup>5</sup>であったが、平成21年度以降は、21年度85.7%、22年度89.1%、23年度84.3%、24年度78.4%と毎年度8割程度ないし8割を上回る契約締結実績となっており、自動車の購入に係る契約において総合評価落札方式が広く採用されている状況にある。

## ② 自動車の賃貸借

平成22年度から24年度<sup>6</sup>における国及び独立行政法人等の自動車の賃貸借台数及び環境配慮契約（総合評価落札方式）による賃貸借台数は、表4及び図4のとおりである。

自動車の賃貸借に係る契約における環境配慮契約の実施割合は、平成22年度27.1%、23年度20.8%となっており、環境配慮契約が十分に実施されているとは言い難い状況<sup>7</sup>にあったが、24年度において56.2%となり、大きく改善が図られている。

<sup>5</sup> 平成20年度においては、環境配慮契約法に基づく総合評価落札方式の仕様書の作成等に時間を要し、実際の発注に間に合わなかった機関があった等の理由による。

<sup>6</sup> 自動車の賃貸借における環境配慮契約は平成21年度から実施しているが、平成21年度における契約締結実績には短期間のレンタル（いわゆるレンタカーの利用）も含まれており、経年の比較が困難であることから、実績から除外している。

<sup>7</sup> 契約期間が3年未満であって、かつ当該仕様を満たす車種間の燃費の差が小さい場合等評価に当たって環境性能がほとんど寄与しない場合は、総合評価落札方式の適用を除外している。

表4 自動車の賃貸借に係る契約の締結実績

区分	内 訳	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国の機関	自動車の賃貸借台数	473台	311台	278台
	うち総合評価落札方式によるもの	165台	47台	191台
	総合評価落札方式の割合	34.9%	15.1%	68.7%
独立行政法人等	自動車の賃貸借台数	556台	520台	363台
	うち総合評価落札方式によるもの	114台	126台	169台
	総合評価落札方式の割合	20.5%	24.2%	46.6%
合計	自動車の賃貸借台数	1,029台	831台	641台
	うち総合評価落札方式によるもの	279台	173台	360台
	総合評価落札方式の割合	27.1%	20.8%	56.2%

注1：国家公安委員会（警察庁）が調達した警察活動用車両を除く  
 注2：賃貸借台数から短期間のレンタル（いわゆるレンタカーの利用）は除外

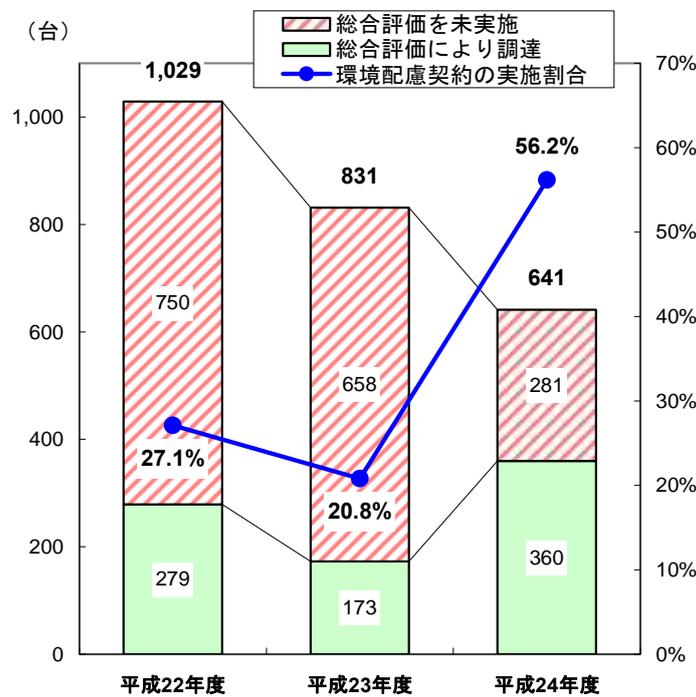


図4 環境配慮契約の実施状況（自動車の賃貸借）

### ③ 環境配慮契約の未実施の理由

環境配慮契約の未実施の理由別の台数は調査していないが、主な理由として、以下の事由があげられている。

- 仕様等に該当する車種が限定されるため
- ハイブリッド車等に限定した調達であったため
- 緊急に調達する必要があったため
- 小額随契であったため
- 再リース契約であったため 等

## (2) 評価と課題

自動車の購入等に係る契約のうち、購入に係る契約においては、総合評価落札方式が広く採用されており、評価できるものと考えられる。このため、自動車の購入に当たっては、環境配慮契約を引き続き推進することが必要である。

一方、賃貸借に係る契約については、平成 24 年度において大幅な改善が図られたところであるが、環境配慮契約は約半数に止まっており、今後の動向を注視するものとする。環境配慮契約を実施できない理由としては、小額随契や再リースなどがあげられているが、リース契約期間が短期であるため総合評価落札方式を採用しても、評価値への価格の寄与度が大きく、結果として環境性能（燃費）がほとんど反映されないことが未実施の要因として影響しているものと考えられることから、賃貸借期間が 3 年程度であっても、仕様を満たす車種間の燃費の差が大きい場合、比較的賃貸借期間が長い場合については、総合評価落札方式を積極的に採用するよう広く周知していくこととする。

## 3. 船舶の調達に係る契約

国及び独立行政法人等における船舶の調達に係る契約の契約締結実績の推移等については、以下のとおり。

### (1) 契約締結実績の推移

船舶の調達に係る契約は、平成 22 年度より環境配慮契約法基本方針に位置づけられた。国及び独立行政法人等の船舶の調達に係る契約締結実績は、以下のとおり。

#### ① 環境配慮型船舶プロポーザル方式の実施状況

国及び独立行政法人等における船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数及び環境配慮型船舶プロポーザル方式の推移は、表 5 のとおりである。

表5 船舶の調達に係る契約の締結実績（概略設計又は基本設計）

区 分	内 訳	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国の機関	概略設計又は基本設計に関する業務の発注件数	2件	3件	1件
	うち環境配慮型船舶プロポーザル方式によるもの	0件	0件	0件
独立行政法人等	概略設計又は基本設計に関する業務の発注件数	1件	2件	1件
	うち環境配慮型船舶プロポーザル方式によるもの	0件	0件	1件
合計	概略設計又は基本設計に関する業務の発注件数	3件	5件	2件
	うち環境配慮型船舶プロポーザル方式によるもの	0件	0件	1件

平成 22 年度において船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数は 3 件であったが、環境配慮型船舶プロポーザル方式による調達は実施されなかった。

平成 23 年度において船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数は 5 件であったが、環境配慮型船舶プロポーザル方式による調達は実施されなかった。

平成 24 年度において船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数は 2 件であったが、基本方針に位置づけられてから初めて環境配慮型船舶プロポーザル方式により 1 件の調達を実施された。

## ② 小型船舶（推進機関のみの場合を含む）の調達

国及び独立行政法人等における小型船舶（推進機関のみの調達を含む。以下同じ）の調達件数及び環境配慮契約の実施件数の推移は、表 6 のとおりである。

表6 船舶の調達に係る契約の締結実績（小型船舶）

区 分	内 訳	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国の機関	小型船舶の調達件数	101件	145件	25件
	うち環境配慮契約によるもの	7件	7件	19件
	環境配慮契約の割合	6.9%	4.8%	76.0%
独立行政法人等	小型船舶の調達件数	12件	15件	10件
	うち環境配慮契約によるもの	2件	2件	2件
	環境配慮契約の割合	16.7%	13.3%	20.0%
合計	小型船舶の調達件数	113件	160件	35件
	うち環境配慮契約によるもの	9件	9件	21件
	環境配慮契約の割合	8.0%	5.6%	60.0%

平成 22 年度において小型船舶の調達総件数 113 件のうち 9 件（8.0%）が燃料消費率等の基準を定めた裾切り方式による環境配慮契約であった。

平成 23 年度において小型船舶の調達総件数 160 件のうち 9 件（5.6%）が燃料消費率等の基準を定めた裾切り方式による環境配慮契約であった。

平成 24 年度において小型船舶の調達総件数 35 件のうち 21 件（60.0%）が燃料消費率等の基準を定めた裾切り方式による環境配慮契約であった。

## ③ 環境配慮契約の未実施の理由

船舶の概略設計又は基本設計に関する発注に当たって環境配慮型船舶プロポーザル方式を実施しなかった理由を平成 22 年度から 24 年度までの 9 件についてみると、「当該船舶の用途に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される」が 5 件、「温室効果ガス等の排出の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない」が 2 件、その他が 2 件となっている。

また、小型船舶の調達において環境配慮契約を実施しなかった理由としては、多くの場合が、環境配慮契約の適用除外となる「当該船舶の用途に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される」に該当するためとしている。ただし、平成 23 年度においては東日本大震災の津波による業務復旧のため緊急を要したとする理由もあげられている。その他の理由としては、故障等による代替機の調達のため、調達対象の推進機関の種類が少なく性能差も小さいため、民間団体の認定する推進機関を選定したため等が未実施の理由としてあげられている。

## (2) 評価と課題

船舶の概略設計又基本設計は、表5に示したとおり、年間数件程度の発注であることから、今後調達事例が一定程度集まった時点において、詳細な内容の検討を行うとともに、環境配慮契約が進展していない場合は、さらなる普及促進策の検討を実施することとする。

小型船舶の調達に係る契約においては、「当該船舶の用途に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される」に該当する機会が多いことから、全般的にみると、環境配慮契約の実績が必ずしもあがっていない状況にある。一方、昨年度実施した船舶の調達を行っている機関に対するヒアリング調査及びアンケート調査によると、船舶の調達の多い複数の機関から「業務・用途に影響がない範囲において可能な限り環境配慮契約を実施する」との回答を得ており、今後、更なる環境配慮契約の取組の進展が期待される。当面は、契約締結実績について注視していくとともに、小型船舶の調達に当たって環境配慮契約を実施するようさらに周知していくものとする。

## 4. 省エネルギー改修事業（ESCO 事業）に係る契約

国及び独立行政法人等における省エネルギー改修事業（ESCO 事業及びフィージビリティ・スタディ）に係る契約締結実績の推移等については、以下のとおり。

### (1) 契約締結実績の推移

国及び独立行政法人等の ESCO 事業に係る契約締結実績は、表7のとおりである。

フィージビリティ・スタディの実施件数は、平成20年度には20件であったが、21年度3件、22年度1件と減少し、23年度には0件となったが、平成24年度には9件実施され、うち6件が ESCO 事業導入可能性有と判断された。

表7 省エネルギー改修事業に係る契約の締結実績

区分	内 訳	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
国の機関	フィージビリティ・スタディの実施件数	14件	1件	0件	0件	0件
	うちESCO事業導入可能性有の件数	0件	0件	0件	0件	0件
	ESCO事業実施件数	0件	1件 <sup>※</sup>	0件	0件	0件
独立行政法人等	フィージビリティ・スタディの実施件数	6件	2件	1件	0件	9件
	うちESCO事業導入可能性有の件数	5件	2件	1件	0件	6件
	ESCO事業実施件数	9件	2件	3件	1件	5件
合計	フィージビリティ・スタディの実施件数	20件	3件	1件	0件	9件
	うちESCO事業導入可能性有の件数	5件	2件	1件	0件	6件
	ESCO事業実施件数	9件	3件	3件	1件	5件

※発注手続を行ったが参加者無しのため不調となり契約に至っていない

また、平成20年度以降の ESCO 事業の実施件数は、平成20年度9件、21年度3

件、22年度3件、23年度1件、24年度5件と5年間で計21件であり、ESCO事業の実施主体は、独立行政法人及び国立大学法人が20件となっている。

国の機関の施設においてESCO事業の実施が少ない理由としては、施設規模が小さい施設が多く光熱水費が低いこと、面積当たり一次エネルギー消費量が低い傾向にあること、また省エネルギー設備・機器等の導入・更新が進んでいること等から、結果としてESCO事業の導入による効果が低い又は導入が困難であると判断される施設が多いことがあげられる。

## (2) ESCO事業の普及方策の検討

ESCO専門委員会において、ESCO事業の普及促進に向けた具体的な方策等について専門的見地から検討を実施してきたところであり、その検討結果の概要は、以下のとおり（詳細は資料5参照）。

### ① ESCO事業の普及方策の検討

ESCO事業の導入可能性の検討を実施することとなるよう、以下の内容を盛り込み、基本方針及び基本方針解説資料の改定を行うこととした。

- エネルギー使用実態、光熱水費等の施設の特性を踏まえたESCO事業の実施可能性の検討
- 設備機器の老朽化に伴う通常の設定改修等に当たっての設備更新型ESCO事業の実施可能性の検討
- 周辺の複数の施設における設備等の更新時期等を踏まえ、一括して発注を行う方式（バルク方式）の採用可能性の検討

また、これまで比較的ESCO事業の導入実績の多い地方公共団体や今後ESCO事業の導入が見込まれる独立行政法人、国立大学法人等への一層の普及促進を図るため、これらの団体・機関に向けた情報提供等の支援を行うものとする。

### ② 情報提供・普及啓発に向けた取組

環境配慮契約法におけるESCO事業の導入促進の方針及びESCO事業の具体的な内容やメリット等が必ずしも認知されていない状況もあることから、必要な情報を適切な主体に的確に提供・周知する。

- ESCO事業者・業界団体等との連携を図りつつ、情報提供・普及啓発の実施
- 様々な説明会、会議等を活用し、適切な主体への的確な情報提供・周知
- ESCO事業の先進導入事例の環境省ホームページにおける提供

なお、今後ESCO事業の導入が見込まれる独立行政法人等を中心としたESCO導入事例の収集を行い、これからESCO事業の導入を検討する機関において参考となる事例集を作成・公表するものとする。

## 5. 建築物の設計に係る契約

国及び独立行政法人等における建築物の設計に係る契約締結実績の推移、取組状況及びその評価等については、以下のとおり。

### (1) 契約締結実績及び取組の推移

#### ① 環境配慮型プロポーザル方式の実施状況

国及び独立行政法人等の建築物の設計に係る契約締結実績は、表8及び図5のとおりである。

環境配慮型プロポーザル方式の実施件数は平成20年度276件、21年度307件、22年度215件（新築124件、大規模改修工事91件）、23年度279件（新築142件、大規模改修工事137件）、24年度360件（新築135件、大規模改修工事225件）となっている。また、平成22年度においては新築に係る設計業務196件中のうち124件（63.3%）、23年度においては220件のうち142件（64.5%）、24年度においては実施割合がやや下がったものの282件のうち136件（48.1%）が、環境配慮型プロポーザル方式を実施している。

また、大規模改修工事における環境配慮契約の実施件数は着実に増加しており、平成22年度91件、23年度137件、24年度225件となっている。

表8 建築物の設計に係る契約の締結実績

区分	内 訳	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
国の機関	建築物の建築（新築）に係る設計業務総数	—	—	66件	51件	84件
	うち環境配慮型プロポーザル方式の実施件数 <sup>※</sup>	43件	55件	30件	23件	25件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合	—	—	45.5%	45.1%	29.8%
	大規模改修工事の環境配慮型プロポーザル方式実施件数	—	—	5件	5件	2件
独立行政法人等	建築物の建築（新築）に係る設計業務総数	—	—	130件	169件	198件
	うち環境配慮型プロポーザル方式の実施件数 <sup>※</sup>	233件	252件	94件	119件	110件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合	—	—	72.3%	70.4%	55.6%
	大規模改修工事の環境配慮型プロポーザル方式実施件数	—	—	86件	132件	223件
合計	建築物の建築（新築）に係る設計業務総数	—	—	196件	220件	282件
	うち環境配慮型プロポーザル方式の実施件数	276件	307件	124件	142件	135件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合	—	—	63.3%	64.5%	47.9%
	大規模改修工事の環境配慮型プロポーザル方式実施件数	—	—	91件	137件	225件

※平成20年度及び21年度は環境配慮型プロポーザル方式の実施件数

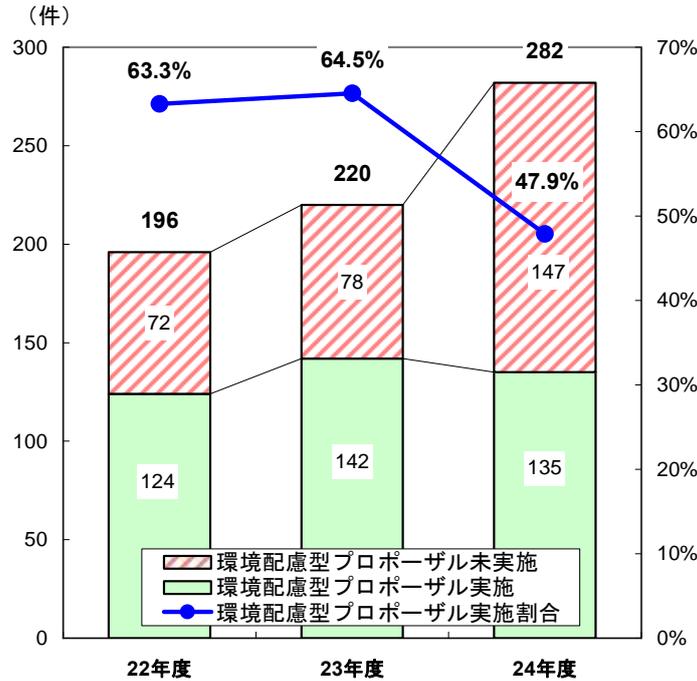


図5 環境配慮型プロポーザル方式の実施状況（新築の場合）

## ② 環境配慮契約の未実施の理由

平成22年度から24年度において環境配慮型プロポーザルを実施しない理由を示したものが、表9である。

表9 環境配慮型プロポーザルを実施しなかった理由

環境配慮型プロポーザル方式の未実施理由	22年度	23年度	24年度
極めて高度な特定の機能に対する要求性能が温室効果ガス等の排出削減に優先する事業	6件	7件	4件
設計業務発注前に多くの項目について意思決定がなされ優先されるべき事項が決定している事業	24件	23件	78件
宿舍等で一連の施設群に対し最初の設計を基に連続的に設計を行う事業	16件	14件	11件
特段の事情により採択できない理由を事前に公表している事業	0件	0件	0件
その他	62件	64件	125件
<b>合計</b>	<b>108件</b>	<b>108件</b>	<b>218件</b>

平成22年度及び23年度については、ほぼ同様の未実施理由となっており、「温室効果ガス等の削減について、設計上の工夫の余地がほとんどない（「その他」の理由に含まれる）」と判断される場合、「設計業務発注前に多くの項目について意思決定がなされ優先されるべき事項が決定している事業」に該当する場合、「小規模又は小額であるため環境配慮型プロポーザル方式の適用外（「その他」の理由に含まれる）」との理由が多くなっている。

平成24年度においては、「設計業務発注前に多くの項目について意思決定がな

され優先されるべき事項が決定している事業」が前年度比で3倍以上増加しており、また、「その他」の理由も約2倍となっている。「その他」の理由の内訳では、「小規模又は小額であるため環境配慮型プロポーザル方式の適用外」及び「早急に発注する必要があった」が増加しており、また、「災害復旧事業のため、原型復旧が原則となることから実施しない」との回答もある。

## (2) 評価と課題

平成22年度及び23年度の新築の設計業務については約3分の2が、平成24年度の設計業務については約半数が、環境配慮型プロポーザル方式による設計業務の発注が行われている。また、大規模改修工事における環境配慮型プロポーザル方式の実施件数は、平成22年度以降着実に増加していることから、一定の評価ができるものと考えられる。

一方、新築に係る環境配慮型プロポーザル方式は、平成22年度以降、年間120～140件程度実施されているが、平成24年度において環境配慮型プロポーザル方式を未実施である場合が増加している。このため、環境配慮型プロポーザル方式の実施割合がやや下がる結果となっている。平成24年度において環境配慮型プロポーザル方式を実施しなかった理由は、上記(1)②のとおり、「設計業務発注前に多くの項目について意思決定がなされ優先されるべき事項が決定している事業」、その他の理由として「小規模又は小額」「早急な発注が必要」及び「災害復旧」等が増加したことによる。これらの未実施理由は、「早急な発注が必要<sup>8</sup>」を除き、環境配慮型プロポーザル方式を適用しない場合に該当するものであり、環境配慮型プロポーザル方式を適用すべき案件については、概ね実施されているものと考えられる。

建築物は長期にわたり供用されるものであることから、設計段階における環境配慮が不可欠であり、環境配慮型プロポーザル方式の実施が極めて重要であることから、今後さらなる周知を図っていくものとする。

なお、独立行政法人等からプロポーザル方式の実施に当たっての実施体制の整備、評価・判定等のノウハウや専門知識の欠如が実施に当たっての課題としてあげられていることから、環境配慮型プロポーザル方式の一層の促進を図るため、今後関係機関と協議の上、どのような支援が可能であるか、検討を行うこととする。

---

<sup>8</sup> 発注内容について把握していないことから、緊急な発注が必要となる場合か否かは判断できない（緊急な発注が必要な場合も含まれるものと考えられる）。